

茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議

日時 平成 27 年 4 月 6 日（月）14:00～15:15

場所 水戸プラザホテル 2F ボールルーム

1. 開会

鮎川計画官：皆さん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、これより茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議を開催いたします。本日、事務局を務めさせていただきます、環境省指定廃棄物対策担当参事官室の鮎川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あらためまして、本日は、お忙しい中、指定廃棄物一時保管市町長会議にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

まず開会に当たりまして、環境省より環境大臣政務官の福山より、ごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

福山政務官：皆さん、こんにちは。環境大臣政務官の福山でございます。本日は、大変お忙しい中、茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

1 月 28 日の市町村長会議におきましては、小里環境副大臣と共に私が出席させていただきましたところですが、ただ今、国会における予算審議も大詰めに迎えており、放射性汚染対策や原子力防災などを担当する政務官、二人とも東京を離れるわけにいかないことから、私が環境省を代表して出席をさせていただきます。

茨城県においては、これまで 4 回市町村長会議を開催し、指定廃棄物の処理方法について、市町村長さんからさまざまなご意見を頂きました。第 4 回の市町村長会議では、指定廃棄物を管理している自治体だけで話し合うべきとのご意見を複数頂いたことから、まずは保管いただいている自治体の市町長の皆さまにお集まりをいただき、ご議論いただく機会を設けることといたしました。

本日の会では、茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法について十分ご議論いただきたいと考えております。活発かつ円滑な会議となりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

鮎川計画官：それでは続きまして、茨城県副知事、山口副知事からよろしくお願いいたします。

山口副知事：皆さま、こんにちは。本日は、一時保管の市町会議を開催いたしましたところ、年度始めの大変お忙しい時期にもかかわらず、ご出席を頂きまして、県といたしましても心より厚く御礼申し上げます。日ごろから県政全般にわたりまして何かとご支援賜っておりますことをこの場をお借りいたしましてあらためまして御礼申し上げます。

さて、この廃棄物の処理についての会議ですが、ご承知のとおり、過去 4 回実施いたし

まして、1月28日の会議におきまして、一時保管しているところの首長さんにお集まりいただき、会議を持ってはいかがな流れになりまして、本日の運びとなったというように理解しているところでございます。

指定廃棄物の処理は非常に難しく、またナーバスな問題ですが、早く決めなければならないということと、それからしっかりした体制も築いていかなければならない。そして、しっかりした道筋を国の方につけていただかなければならないという、相反したものがありまして、いろいろと議論を進めているところです。どのようにしたら指定廃棄物等の処理が進むのか。そして、前回のご意見でもありました、国としての責任や費用負担を含め、ご議論いただきたいと思っていますところです。県といたしましては、引き続き国と市町村との間に立ちまして相互理解の促進に協力していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

鮎川計画官：山口副知事、ありがとうございます。

ここで本日の出席者の皆さま方をご紹介させていただきたいと思ひます。

まず、茨城県からは、今ごあいさつがありました山口副知事です。

小野生活環境部長。

小野生活環境部長：どうぞよろしくお願ひします。

鮎川計画官：野尻課長。

野尻課長：よろしくお願ひします。

鮎川計画官：ご出席いただいております。次に、本日ご出席の市町長の皆さまにつきましては、出席者名簿を資料の方に付けておりますが、恐縮ですが、こちらをご確認いただきたいと思うのですが、出席者名簿に一つ誤植があります。茨城町の「市長」となっておりますが「町長」の間違いです。申し訳ありません。それから小林町長が公務で若干遅れていらっしゃるということですので、今いらっしゃるのには柴副町長です。後ほどいらっしゃるかと聞いております。

続きまして、環境省の方ですが、先ほど冒頭ごあいさつを申し上げました、環境大臣政務官の福山です。

福山政務官：よろしくお願ひいたします。

鮎川計画官：それから放射線物質汚染廃棄物対策本部長の室石です。

先ほど福山の方から申し上げましたが、本日、参議院の予算審議が大詰めで迎えておひまして、今この時間、小里副大臣の方は国会答弁中です。その他、鎌形廃棄物・リサイクル対策部長も本日国会対応ということで、やむなく欠席ということで、ご理解を賜りたいと思ひます。恐縮でございます。

それでは、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元、まずは議事次第 1 枚。それから今日の出席者名簿。それから資料 1 といたしまして「指定廃棄物の県内処理の方法について」ということでカラー刷りのものです。ここに参考資料も付いています。それから資料 2 として「茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理に向けて考えられる論点」、これは今後の資料で、参考の方にはアンケート結果の一部抜粋のカラー刷りものがあります。

以上ですが、もし不足がありましたらお申し付けいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、マスコミの方々も同席していただいております。ここでマスコミの方々をお願い申し上げます。会議の撮影につきましては、先ほど打ち合わせさせていただいたとおり、今のところまでの位置からということをお願いをしたいと思います。

では、早速会議を始めさせていただきたいと思います。本日は、まず資料 1 と資料 2 まをまとめて当省の室石の方からご説明をさせていただきたいと思います。

3. 議事

議題 1 茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法について

議題 2 その他

室石本部長：本日は、「茨城県の指定廃棄物の安全・安心な処理方法について」をご議論いただくために資料を二つ用意しました。まず、資料 1 ですが、カラー刷りの縦のものになっております。この資料には参考資料を付けておりますが、これは市町村長会議で既にお出ししているものについて時点修正を図れるものは図ったものですので、既にご覧いただいているものかと思っております。

ではまず、資料 1 からご説明をいたします。この資料 1 は縦長ですが大きく二つあります。一つは、県内に指定廃棄物の処理施設を 1 カ所設置するという案。それから二つ目は、真ん中から書いてある、現状の保管を継続し、既存の処分場で処理する案です。その二つについて、それぞれ概要、特徴、課題ということを書いてあります。

概要の方ですが、1 カ所の方は、1 カ所ということで、一時保管していただいている指定廃棄物を安全な方法で処理するというので、県内に処理施設を 1 カ所設置し、処理を進めていくというものです。私ども既に市町村長会議でご説明してきておりますが、その際には、計画している処理施設としては、地下埋設型のコンクリート構造といった二重のコンクリート、それからライニングによりコンクリートを保護し、さらにベントナイト混合土で遮断層を設置など、何重もの安全対策を施して適切な維持管理・モニタリングを実施することにより、100 年単位の長期間にわたって安全性が確保可能なものを想定しております。

ただ、その際に課題として二つ書いてあります。処理施設を設置する場所となる 1 カ所の市町村について大きな負担になるだろうということ、それから候補地選定作業、地元への説明、施設の建設には一定の期間を要するということです。

続けて、現場保管の場合ですが、現場の保管を継続し、放射性のセシウム濃度が 1 キログラム当たり 8000 ベクレル以下まで減衰した後に指定解除をすることにより、既存の処分

場で処理をしていくという案です。

特徴としては、屋外で保管しているものなどについては、8000Bq以下まで減衰する十数年間の保管期間を考えると竜巻と自然災害に対する耐久性は、先ほど申し上げたような100年単位大丈夫という施設に比べれば相対的には低くなる。それから8,000Bq/kg以下まで減衰したものについて、通常の廃棄物と同様の方法で県内の既存の処分場で処分は可能である、あくまでも可能であるということです。実際は地元住民の方に説明を行うなどいろいろ手続きが生じると思われま。

課題として四つありますが、屋外で保管しているものについては、十数年間の保管期間を踏まえ、保管方法を強化することが必要ではないか。それから一時保管場所を有する市町村および保管者においては、8000Bqを下回るまでの期間、維持管理が必要となってくるということ。それから指定解除された廃棄物は、一般の廃棄物と同様処分が可能になるわけですが、法律上は国の処理の責任が外れるということ。それから指定解除された廃棄物について、処理先の確保が必要ということで、それだけではなくて、なおそのものが残るようなものがありますので、そういったものも含めて処理作業が必要になるという点があるかと思ひます。

続いて、資料の2です。こちらは考えられる論点ということで、今日ご議論をしていただく見出しといたしますか、项目的にお使いいただければということです。

まず1カ所設置という場合の整理事項。先ほどの課題にも対応しているわけですが、候補地の選定手法について、まず、処理施設の候補地の対象が、私どもは基本国有地というように整理しておりますが、その他にも県有地や民有地を含めるかどうか。

それから安心の評価について、評価方法の評価項目の重みづけや追加の評価項目などがないか。つまり自然度合い、あるいは水利点からの距離というものがこれ以外に項目追加がないか。

それから地域特性に配慮すべき事項として、あらかじめ除外すべきエリアをわれわれが考えている項目以外にもご提案があるかどうか。例えば観光地のようなものを置くなどといったものがあるかどうかといったようなことも整理しなければいけないと考えております。

それから2番の現地保管継続の場合ですが、先ほどの課題の最後にもありましたが、最終的な処分先を確保する。特に高濃度の部分も考えなければいけないということ。それから指定解除の手続きをどうするか。解除後の処理費用についてということで、例えば、市町村からのご希望で解除するとか、あるいは国が意図的に解除するなどいろいろなご要望も考えられると思ひます。

それから3番「保管場所周辺の住民の理解促進について」ということで、従来から、いついつまでに保管してくださいというような期限を決めて住民の方をお願いしている場合も多いかと思ひます。そういう場合の理解促進を図らなければいけない。

それから先ほどの課題にもありましたが、保管継続時の保管の強化。竜巻等、100年とは言わないけれども10年に1度の災害くらいには耐えられるようなものにするにはどうすればいいのか。

その他、地域住民の安全・安心の確保に向けた取組ということで、その次の参考資料にありますように、風評被害のような話も含めて、その他のところに議論の項目があるかな

と思っております。以上、私からの説明です。

鮎川計画官：議論の前に政務官から一言お願いします。

福山政務官：はじめに一言申し上げます。ただ今説明のあった資料のうち、資料2に、本日茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理に向けて考えられる論点を掲げておりますので、これを基にご意見を頂戴できればと思います。

鮎川計画官：それでは、ご意見の交換ということにさせていただきます。ご意見がございましたら、手を挙げていただきまして、こちらの方からご指名させていただきますので、ご発言をお願いいたします。では、高萩市長。

高萩市長：高萩市でございます。1月に開催されました市町村長会議の際にも申し上げましたが、これまでの議論、あるいはアンケート調査の結果を見ても、そして高萩は一度候補地に選定された市でございます。そのときの市民の大変厳しい反対運動等を考えますと、やはり茨城県内に1カ所選定するというのは、他の市町村にあっても非常に難しいことなのではないかと思っております。従って、今の現場でしっかりとした体制の中で保管をしていただくことが、この問題を早期に解決する手段ではないかと考えているところです。今のままで8000レベルを下回するためには13年かかるわけです。大方13年で8000アンダーになるかと思っております。今4年目ですので、残り9年間で茨城県内の指定廃棄物は8000アンダーになるかと思っております。その間に、指定管理のあり方と、課題の中にも書いてありましたが、行政が主導でやるのか、あるいは国もしっかりと指定管理をするのか。その後の処分先についても、地方に任せるのではなく、やはり国の責任において処分をしていただく必要があるのではないかと考えております。

ただ、1月のときにも申し上げましたが、13年を同じように保管をした場合でも、私も高萩市と牛久市さんが持っているものにつきましては、8000アンダーには届かないわけで、相当期間の間保管の必要性があります。こういったものについては、国がしっかりと責任を持って処分をしていただきたい、特段の配慮を頂きたいと考えております。

いずれにいたしましても、この問題は早く解決の方向に向かわせること。現在の保管状態があまり良くない状態にあるということも含めて、できるだけ早い解決策というものを見出していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

鮎川計画官：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。

ひたちなか市長：ひたちなか市でございます。それぞれの保管している市町村によって事情が違っているので、なかなか一概なことは言えないので、このような場が設けられているというように理解しておりますけれども。

ひたちなか市の場合は、清掃センターから出たいわゆる焼却灰、飛灰152t、それから流域下水道、ひたちなか市に県の処理場がありますので、関連する市町村からの流入されたものが800tあるわけです。それぞれ保管状況を見ますと、本市の場合は、本当に簡易な単

管パイプ、まあこれは、国から補助を頂いて建屋を造って保管をしております。そして、保管した袋も少し傷んできたという状況もありまして、非常に簡易なものと言ってもいいと思うのです。従いまして、台風や竜巻の対応ということからすると心配になりまして、何年に1回かだろうということを見ると、このままでは安全な保管は非常に難しいというように私は考えております。

保管の仕方ということですが、安定的な室内に移すとか。そういう場所があるかどうか。現地の事情もそれぞれ違うと思いますので、よく状況を見て、どのような対策をすればいいのかということをも十分議論を頂いて、また国としてしっかり対応をしていただきたいと思っております。

結論から申し上げさせていただくと、先ほど高萩市長からもお話がありましたけれども、場所が決まって1カ所にやるというのは非常に時間がかかるだろうというのは、われわれも考えざるを得ないことでありまして。ですから一刻も早く安定的な、相対的に絶対1カ所にやる方式から比べれば、かなりレベルの点ではかなり下がるかもしれませんが、その中でも安定的な保管方法を確立するという技術的な問題。それから、それに伴って必要な費用の問題も含めて、国の方でしっかり対応をとっていただければ、分散型で処理する方が、市民も納得して、早く安全が図られるのではないかとというのが正直なところだと思います。

ただ、そうは言っても、では今の保管方法よりベターな保管方法が、果たしてあるのかどうか。それぞれの事情がありますから、これ以外の場所ではなかろうと、移すにしても場所がないとか、そういう事情もありますので、その辺は、それぞれのご意見を聞いて決めていかなければいけないと思っております。ひたちなか市としては、なかなか1箇所にとどめることは困難だろうという見通しの中で、早めの対応するというのがベターではないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、県の施設であるものが800tぐらいあります。この安全上の対策については、万全かどうか私も残念ながら確認しきれていないところがあります。周辺の放射線量の調査をしておりますから、影響はないと思っておりますが、そのものの何Bqか、その経過を測っているかどうかということも含めて、もう少し情報をオープンにした方がいいのではないかと思います。

うちの方の清掃センターの飛灰を昨年の10月に測定しましたら、一検体で2万Bq/kgというものもありました。ですから何年たったらこれがなくなるかという見通しも、試料の取り方、全体にどのように評価するかという問題もありまして、このデータが一概にこのとおりになるとはちょっと思えないというのも付け加えさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上です。

鮎川計画官：ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。龍ヶ崎市、お願いいたします。

龍ヶ崎市長：龍ヶ崎市でございます。私も市町村長会議に関して申し上げているのは、市町村民、住民の皆さんに十分な配慮をしていただきたいということでございました。龍ヶ崎市の場合は、市で保管しているのですが、実は原因物質は、3市町から集まってきた、

ごみを処理をしている一部事務組合で保管をしている状況です。その所在地が龍ヶ崎というだけの話で、その点も話を複雑にしている部分があるのですが。塵芥処理組合がある板橋地区の一角にある施設に対する住民たちの不安感は、従前は、ダイオキシンや土壤汚染、地下水汚染、大気汚染なども心配だったわけですが、それに加えて、放射線の心配という考えも及ばないような心配が付け加えられてしまったというところですので、やはり地域住民に対しての説明をしていただきたいというのが、まずは願いです。

私は、これを言うのは3回目でございます。もし窓口の調整がすむのであれば、今日は塵芥処理組合からも職員が来ておりますので、どこに申し込んだらいいのかちょっと教えていただければと思います。住民に対する説明会、いろいろな形が考えられると思いますが、できれば今年内に是非実施していただきたいと思います。

それプラス、1カ所に保管するのか分散保管するのかという点で申し上げさせていただきますと、地域の住民のみなさまに、私は、指定廃棄物に関しては、国の責任で処理をしてくださるという言葉信じてそのまま、「国の責任で処理をしてくれる間、一時保管でありますよ」という言葉で、地域住民の皆さんとさまざまな約束を交わしてきたところです。そして、塵芥処理組合の場合は、最終処分場を持っているというのもありまして、例えば指定解除になったから、先日まで指定されていたものを最終処分場に埋め立てられてしまうのではないかとというような住民の不安もあるわけですので、それは4000Bqぐらいに下がるまで、住民の方は最終処分場に飛灰を埋め立てることを認めてくれなかったという経緯もありましたので。とにかく国の責任において処理を進めてもらうという約束をしてきたところでもありますので、それも含めて、先ほどの説明責任を含めて真摯に行動に移していただければと思います。

そういうこともあって、分散保管ということに関しては、今の段階では私からは賛成しかねるところがあります。しかし、やはり先ほど高萩市長さんからもありましたけれども、では龍ヶ崎市で受けられるのかという話をされると、それは不可能であります。だからといって、他市に押し付けることはできないという苦渋の首長さんたちの意見があって、分散保管も百歩譲って、やむを得ないのではないかとというような議論が前回あったのかなと思っております。その点を積極的に自治体が分散保管に賛成しているような新聞記事等もありましたので、そういう書き方をされると、やはり私からは住民に説明ができなくなってしまう部分があります。そういうことではなくて、やはり首長さんが皆さんでこのように顔を突き合わせて議論した中で解決策を探っているということをやはり理解していただくような形のプレスリリースをしていただきたいと思っております。

そういうことで、分散保管する場合においても、今日資料2に書いてあるので、ちょっと安心したところですが、やはり指定解除を順次していただいて、解除したものについては速やかに移転をしていただくようなスキームを作っていただくことが住民の安心につながっていくと思いますので。そのようなスキームも同時並行的に作っていただければということ要望させていただいて、終わりにいたします。

鮎川計画官：ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

北茨城市長：質問があります。

鮎川計画官：では、北茨城市長、お願いします。

北茨城市長：国と県にお尋ねしたいのですが、今日は、茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法について議論するのですか。それでいいのですね。

鮎川計画官：はい、そのとおりです。

北茨城市長：これは、もう4回にわたって議論してきたのではないの？ まだ足りないの？ 市民を置き去りにして、この協議会というか会議をされていていいのだろうか。今、龍ヶ崎の市長が言うように、困るんですよ。前は1月28日ですか。話が煮詰まってきて、また戻って茨城県における指定廃棄物の安全・安心な処理方法についてだけでいいんですね。質問です。

室石本部長：それでは、国の考え方をご説明いたします。今日、資料のタイトルとしては、ご指摘のようなタイトルを付けさせていただいたり、議題として挙げさせていただいたりしております。これは根本的に一時保管にするにしても、1カ所であっても、どちらにしても安全・安心な処理であるという点で共通する議題であり課題であるというように考えております。第1回から第4回まで既に相当の時間をかけて市町村長会議で話し合いをさせていただいてきているという重みも感じておりますが、やはり私ども国の方としては、1カ所で処理するという方針もいかがかということでご説明を続けてきたところです。ただ、アンケートにもお付けしましたように、今までの会議の中で一時保管を続けていくというご意見もあるということで、あらためて課題を抽出させていただいて、その課題についてご意見を頂くということをお願いしたいということでございます。既に龍ヶ崎市さん、あるいは、ひたちなか市さんの方から、それぞれの今保管している場所の住民に対しての説明をどうするか、あるいは下がってきたときに、下がってきたものをどうしていくかといったようなご懸念、ご課題についてお示しされたり、そういうご意見を今日はさらに他の市町の方からも伺いできればと思っております。以上でございます。

小野部長：今、国の方からも話がありましたが、これまで4回の中で議論されて、方向性として分散保管、それにつきましては、先ほどお話がありましたように、分散保管も積極的ということではなくて、やはり苦渋の選択。長い間にわたって一緒になって苦しんでこられた住民の方を思ったら賛成しかねるけれども、しかし、かといって全てを受け入れることは難しいだろう。そういうお考えで、皆さん同じ立場で押し付けるのもできないということで、苦渋の選択の中で、分散保管という姿が見えてきたとは思いますが、今申しましたように、分散保管するに当たっても、市町ごとにご意見と言いますか事情がいろいろ違って、先ほどもありましたように、13年ぐらいで大体保管が少なくなる一方で、調べてみるともう少し長くなる可能性もある。それについて、いろいろな竜巻等々の災害もありますので、本当に安全・安心できるような保管が可能か。それについて、国の方でも明確な形がまだ出されておられません。もともとが1カ所保管という前提でスキームがで

きましたので、それは分散保管というようなみなさまのご意見を受けて、それらの方向を固めるに当たっても、十分な安心・安全が確保できるような分散保管という形まで示されておられません。それについて、皆さまのご意見を受けながら課題を整理していく。それは県としても必要なことだと考えまして、皆さま方のいろいろなご意見、ご要望、ご不安、それをここでお示ししていただいて、それに対して十分な対応を国に対して働き掛けることで、われわれも早くやらせていただきたいということです。

北茨城市長：そんなことをしていたのでは、何年もかかるよ。みんな責任を持ってここに来ているのだし、それから市民の「本当に心配だな」ということで。みんなは関係ないからそういうことを言っているのだよ。やなものは早く決めてあげないと。だから国と県に今質問したのだよ。こんなこと前にもやっているではないか。一步も進んでないじゃないか。分散型でいいじゃないか。そのときに方向性はそういうふうに大体よろしいのではないかとあって、「では次回に集まりましょう」という今日の集まりなのでしょう。これは前に戻っちゃったんじゃないの？ 国が原因者なんだから、国が責任を持つのは当たり前なんだよ。県も、きちんと責任を持つんですよ。そんなこと議論しに来ていんじゃないんだ。

小野部長：それはおっしゃるとおりだと思います。

北茨城市長：本当に。それが一番大切なのではないですかね、政務官。

福山政務官：豊田市長さんのご意見も、先般1月28日に来たときに、いろいろ伺いました。今日は、それまでお伺いした議論の中では、県内の市町村長さんに集まっていたいただいて議論していただいて、今日は、それぞれ指定廃棄物を一時保管されている市町村長さんに集まっていたいただいて、それぞれの責任の中でお話を聞きたい、ご意見を伺いたいということで集まっていたいただけでございます。先ほど既に龍ヶ崎市長さんからお話がありました、一部事務組合で3市町で運営している。そういう中で、一時保管ができれば1カ所という話。これは、ひたちなかの市長さんもそれを納得いった形の中で、できれば1カ所がいいのだけれども、しかしなかなかそれも難しいだろうという、いろいろなご意見の中で、私どもとしては、頂いた意見をしっかりこれから整理をさせていただいて、資料2の方にもいろいろ書かせていただいておりますが、問題点がそれぞれの皆さん言われるとおりでありますので、環境省としても、しっかりした意見を頂いた中で、私ども頂いた意見を持ち帰って、それを整理して皆さんのためにまたお返ししたいと。皆さん、いろいろなご意見があるのはよく分かります。ただ、先ほど北茨城市の豊田市長もおっしゃったように、指定廃棄物については、それぞれの市民の皆さん、県民の皆さんがいろいろ思われる気持ちは私どももよく分かるので、できるだけ早く解決するように、われわれも頑張りますが、問題がこういう形の中であるのは一朝一夕にすぐに決断というのは、少しお時間を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

北茨城市長：国も県も珍しく慎重に慎重にとやる理由が分からねえんだよね。だって、国が責任なんですから、それをわれわれが市民に納得させているわけですから。ですから、

国も、一日も早く解決しなければならないということを理解してほしいのですよね。

変な話だけれど、こんなことをやってたら私は2回目3回目は出ないよ。「そのことは、ご自由にやってください」と言うしかないな。地域振興策というのは当たり前の話。地域振興策をどんなにするかは、あなた方がこういうことを迷惑をかけたのだから、地域振興策、風評被害、市民に納得するように説明しなくてはならないという、この答えですよ。「これでよろしいでしょうか」ということですよ。われわれが要求するものではないですよ。廃棄物を早く処理してくれればいい。国が持って行ってくれればいい、そうなるんでしょ。みんな話しにここに来ているのですよ。前回、分散型でやりましょうという結論がほぼ出たではないですか。一歩先に進むのは当たり前でしょう。なぜ進めないか。そのことを私は疑義に感じているから、そういう発言をしているのですよ。

山口副知事：国の方の根底が、1カ所ということで予算付けされているということで、分散というのは想定外だったと思うのですが、そういう意見が出てきたということで、資料2にあるように、国がこうしますと示していただくのはいいのですが、それぞれ保管されている立場として、法律の裏付けがないとやれないものもあるので、そうしたことは、こうしてほしいということがあれば、資料2の論点のところでは忌憚ないご意見を頂ければ、それを次のときには国から回答を頂けるというようなことになるのではないかと私は認識しております。そうすれば、少し今日の会議も進むことになるのではないかと。

北茨城市長：国が責任を持ってこういうことをやると言わなければ、例えばあめ玉が欲しいとなるでしょう。そうじゃないと思うのよ。責任者は国なのだから、国はこのようにして市民の安心・安全を図りますよ。引き続き一時保管していただきたいから、このような振興策も風評被害対策もあるでしょうということを申し述べていただくのが当たり前の話じゃないですか。われわれは、物が欲しいから「分散型で了解します」「一時保管了解します」となっちゃうんですよ。それではないでしょう。茨城県では、1カ所保管なのかどうなのかの議論を前回したわけですから、それを踏まえてのものでしょ。私は、そう理解しているのですよ。そんなままでいつまでもやられたのでは、私も選挙があるものだから容易じゃないですよ。

阿見町長：阿見町長の天田です。1月28日には、皆さまはいろいろな苦渋の選択といっても、分散保管という話で大体決まったということだったのでしょ。それで私の方も阿見町の方も、やはり部長含めた担当課、プロパーを交えて、今回分散型ではどういう要求を出すのかということで私ども書いてきているのですよ。やはり答えを出していかないと前へ進まないということで。保管施設の整備費用ならびに保管施設の指定廃棄物の移動、その他保管に関する全ての費用についての責任は国が持っていただく。そして指定廃棄物の保管・維持経費について、指定廃棄物の維持管理に係る経費について国が責任を持って負担すること。地域住民への説明として、各自治体に分散保管することになった場合、地域住民への理解を得るため、国および県が責任を持って説明すること。指定廃棄物を保管する自治体および地元行政への支持、分散保管する自治体に対し、国は応分の財政的な支援をするとともに、地元行政への要望に十分応えられるよう、国・県は責任を持って対応す

ること。

こういうことで、私たちの方は分散型ということではいろいろな話し合いをして、今日ここにこういう形で提案させていただきました。これ一括で一つの場所で1カ所処理施設をする場合、相当の金額がかかりますよ。分散型でやるよりはずっと金がかかるだろう。そういうことも踏まえて、苦渋の選択をした各市町の要望をよく踏まえた上で国は対応していく。県が中に立っていただいて、良い方向性をということだと思えるのですよね。分散型というものが決まったのに、いつまでたっても遅れていたのでは。今日は、その中でどのようにしてやったらいいか。ここにも5点ほど書いてありますが、その問題点を踏まえて解決策を取っていくことが必要になってくるのではないかと。北茨城市長を僕も応援しますが、せっかくそういう形で分散型でやろうという思いが前向きに決まったのですから、それに即してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

鮎川計画官：ありがとうございます。先に日立市長。

日立市長：前日も話しましたとおり、うちの方が分散管理ということについて一つもぶれておりません。それでいこうということでわれわれは考えております。今回資料2で、ちょっと書き方がおかしいのではないかと考えています。資料2で、「1カ所に設置するとう場合に整理しておくべき事項」の大きい1と、大きい2というので、分散管理のことを言っているのですが、分散管理の(1)の最終的な処分先の確保というのは、これは分散管理ではなくて1カ所にするときの一番大切な問題だと思います。なぜこれを分散管理の方に、下にもってきたのか、それをちょっと聞きたいと思います。

それともう一つ、大きい2の(3)と(4)と(5)、これは当たり前で、これは1カ所にしようが、分散管理にしようが当たりのことを書いているのです。これはどういう意図なのかちょっとお聞きしたいと思います。

室石本部長：最初に答えさせてもらいますが、1番のところにあるべき方法として、2番の(1)というものがなぜここにあるのだろうという点です。これについては、2の(1)というのは、最初から当然のこととして、すみません。あまりにも当たり前すぎて書いていないものでございます。1の(1)も(2)も(3)も全て最終的な処分先を確保するための選定手法について述べている部分でございますので、1番のその下の矢印かっこでくくっている〈候補地選定手法について〉ということが表記として書いてあることが、そもそもつまりは最終的な処分先の確保だという意味でございまして、もう少し明示的に書くべきだったかと反省しております。

日立市長：全く1カ所でないと、分散管理についてはこういう5項目の課題があるという感じで私は受け取ったのです。そうではないでしょうか。大きい2の(1)(2)(3)全部が1カ所に処理する場合だってクリアしなければならない大事な問題だと理解しています。

室石本部長：はい、全くそのとおりでございます。

日立市長：それと、先ほど高萩市長、そして、北茨城の豊田市長、本間市長、そして、阿見町の町長ということで、ある程度県内では分散管理でいこうという前回の話で方向性は立ったとわれわれは理解していたので、今回のこの対応についてどうなのだと、また一から戻ってどうなのですかという話にはならないだろうと。では2回、3回やることに何の意味があるのかという話になっている。それと、国は一つのメンツがあるのかもしれませんが、やはり市町村、あるいは都道府県によって多様性を認めていただいてもいいんじゃないかと。その処理の仕方ですね。既に栃木や群馬や宮城がさまざまなことがあるのですが、県としての多様性を認めてもいいんじゃないかという気がしております。

鮎川計画官：ありがとうございました。では。

小美玉市長：いろいろな皆さんから同じような意見で大体出ているところでございますが、私の方でも、一時保管で作られているようですが、実態があるということでございまして、どこの保管場所も環境は同じだと思うのですが、福祉の施設等々がその付近に、そういう施設であったために温浴施設とか、お年寄りの娯楽の場所とか、人の寄る場所がその地域にあると。市民は当然その周辺にも住んでおられますが、毎日何百人という方々がその施設でいろいろと楽しみ方を選ばれて集うと、楽しく交流されているという施設でありますので、一時保管場所として当然国の指導を頂きながら、また、支援を頂きながらわれわれも今日までそういう利用者に理解いただけるような説明もしておりますけれども、いつまでもこの説明をくわえながら、そういう施設を保管するというのではなくて、早くに決断をしていただいて、もっと安全な施設が、このそれぞれの一時保管場所でのどんな被害が、どんな環境があっても守れるというような環境をつくっていただくということが一つ、さらには、先ほど来お話が出ているように、早くに地域振興、どういう迷惑、そういう利用者でも当然迷惑をしているわけですし、また、利用できないような環境であるところは、風評被害ということで、行くと危険だから行かないよというような方がたくさんおられます。そういう方々でも1日も早くそういう風評被害が出ないような対策を講じていただくというのが地域振興の大事なことではないかと考えているところでございますので、一時保管という話をまとめていただいて、1カ所保管で進めるという結論をいずれ早くに出していただきながら、安心した暮らしができる環境をつくっていただけるようにわれわれの方でも望んでいるところでございますので、国の方でも1日も早くそういう判断をしていただいて、1カ所ということが理想、望ましいところ、誰もが考えるところでございませぬけれども、そういう自治体は今ございませぬので、受け入れ態勢は大変難しいと思っておりますので、判断をしていただきたいなと思っております。

鮎川計画官：ありがとうございました。守谷市長、お願いします。

守谷市長：守谷市でございます。みなさんから意見が大体出そろっているのではないかなと。この前の会議でなかなか1カ所というのは無理だよねという話になって、今日の話があるのだと思います。しかし、国が最初に各県1カ所ですよと言ってしまったからずっとやっている。先ほど北茨城の豊田市長がおっしゃいましたけれども、時間がかかってしま

う、一刻も早くわれわれとすればこの問題について結論を出していかなければならないのに、このままだといつまでたっても終わらないと。そうではなくて、国の方でも皆さんの意見を聞いて、われわれも、先ほど来から皆さんおっしゃっているように、地元の皆さんには国が1か所に造りますから、それまでの間ですよという話をさせていただきますが、そのお話をなかなか引き受けてくれるところがないので、申し訳ないけれども、皆さんお願いしたいということは、これは地元の方には国の方で説明をしていただかなければならないと思うのと、もう既に3年以上経過しておりますので、うちではドラム缶で保管していますが、ドラム缶も劣化してきております。そういったものを含めて、国の方で最終的にこうしてくださいと、こうしたいのですけれども、いかがでしょうということを早い時期に結論を出していただかないと、これはいつまでもずるずるずるずる、そのうち10年たってしまうのではないの、そういう心配がありますので、ぜひ国の方では1カ所で最初にぶち上げてしまったので、それが変えられないというのであれば、何とか早く変えていただきたいというのが、多分今日いらっしゃっている皆さん同じ意見だと思うのですが、いかがでしょう。なるべく早い時期に結論を。

小野部長：よろしいですか。今のお話で早めに結論をとると思うのですが、それをやるためにも、今日の会議はそういう方向性があるとしても、もし分散管理すれば、当事者の方々の一番切実な飛灰とか、国の判断が必要だとか、そういう声をさらにお願したい、もしあれば早期に進めたい等。

北茨城市長：だから、それは今までやってきていることで、前回のときに分散型でいいだろうと大方なったのではないですか。それをまた戻っているような部長のお話だぞ、そら。全く県民に対してだからいいんだよ。ここにいる人は全員市民に約束しているのですよ。だから、国の中に入って、大変だろうけど、分散型は認めないということなの。

小野部長：申し訳ありません。私の言い方が悪かったのですが、これから実際、そういう分散型でいったとしても、皆さんの声をわれわれ県として国に伝えて。

北茨城市長：それはこの前、検討したじゃない。それではまた同じようなことをやるから、だから私は不思議だなと思っているのです。だから、こういう進まない会議ではでないぞ。そう言ってる。

小野部長：はい、分かりました。もっとあれば言っていたきたいなと思っただけで、…。

北茨城市長：それは決まってからできるではないですか。十二分に。

小野部長：はい。

北茨城市長：決まって、そして、いろいろ振興策とか、そういうものはあめ玉先に頂戴では駄目なのですよ。もう決めて、そして、それに対してはこうしていくのだと、保管場所

はどうするのだと、保管場所にこれだけのお金が掛かると、それは全然違うから、そういうことをここで議論したら間に合わないでしょう。

小野部長：分かりました。

北茨城市長：私はそういう風に申し上げているのです。

小野部長：はい、引き続きやらせていただきます。もちろんやらせていただきます。

北茨城市長：きちっとやってくれるんだね。

小野部長：はい。

北茨城市長：やれるんだね。

小野部長：はい。

北茨城市長：いつやるの。

小野部長：ですから、今後、決まった後でも皆さま方と。

北茨城市長：方向性が決まった後だよ。

小野部長：はい、分かりました。

福山政務官：今それぞれまだ議論最中ですがけれども、8人の市長の皆さん方からいろいろなご意見を頂いています。そういうご意見の中で、私は確かに前回1月28日のご意見、分散型の意見が非常に強く出たと思います。ただ、いろいろな地域の問題、それと、それぞれの意見の中では阿見町長さんの意見が出た、あるいは守谷市長さんがそういう意見の中で、龍ヶ崎の市長さんもそうですが、説明をどうする、国の責任について。そういう住民に対する説明を地域の皆さんにしてほしいといういろいろなご意見、私どもとしてはいろいろな形でご意見を頂く中で、今日は一時的保管をされているそれぞれの首長さんにご意見を頂いて、そういう中でもいろいろとそういう連携でやっている龍ヶ崎市長さんがおっしゃったような問題もあります。それぞれの地域の中で抱えている問題点を提示していただいて、それを精査をさせていただきたいなど。そういう中で、今、北茨城の市長さん、あるいは阿見町長さんがこういうことを書いてきているという、そういうご意見を頂く。まさに今日そういうご意見を頂く中で私どもは綺麗に整理をしないと、そういう意見を今、言われた形の中で、県の方、また、部長さんにもいろいろと相談をしながら、私はきっちり整理をした中でこれを開始したいなど。そういう形の方が整理がしやすいと思っております。ただ、一朝一夕にこうだからということでは、住民の説明に対してどういう形、で

は仮の話、そういう形、あるいはもし正式にそういう使い方、本当は1カ所にしたいという声もあります。でも1カ所にしたくても実際には難しかろうと、よその県のやり方も含めて、だからうちはこちらののだと、いろいろなご意見がありますから、それを単にこういう形で右から左へそういう形でまとめるのは私は問題ある。だから、少しお時間を頂く中で、今日いわゆるお叱りの言葉も頂きたいと思います。いろいろな言葉を頂く中で、しっかり持ち帰った中で、この場合はどういう風な対処をするかという形を、そう時間は長く取らずにお返しをしたいと。まず今日はご意見を頂きたい。私はそういう場で、今日、今、出席者の半分以上の市長さんがご意見を頂いたということで、まだご意見を述べていただければ、また私はしっかり受け止め、持ち帰った中で、しっかり精査をしないところという問題は難しいと思っております。また、県当局の方からも今日部長さん方来ておりますので、しっかりと連携を取りながら、一番はやはり住民の皆さんの不安を払拭する、先ほど言われた風評被害などの問題についても、そのためにもしっかりした形で事を進めてまいりたいと思っております。

鮎川計画官：茨城町長お願いします。

茨城町長：大体方向性というか、皆さんの言いたいことはまとまってきていると思うのです。まず分散保管を前提としたより高度な安全対策を講じた施設をどう造るかとか、それから、住民の説明、それから、振興策、大体この三つです。だから、先ほど龍ヶ崎の市長さんが言ったように、それをどうするかということ国の方から提案して、そのスキームをつくってくださいということだと思っておりますよ。それで次回やっていただければいいのかなと私は思うのですが、結論を急ぎすぎるのかもしれませんが、私は今、聞いていてそのように思いました。だから、そんなに難しいことでもなくなってきている。ポイントは絞られたわけですから、私はそのように思います。そのいう風にお願ひしたいと思ひます。

鮎川計画官：ありがとうございました。他には。では守谷市長。

守谷市長：国がどうしても1カ所でやりましょうということであれば、それをずっと続けてもらっても私は構わないと思うのです。ただし、多分できないでしょうね。われわれも国からの最初のお話では、各県に1カ所造りますという話があつて、しかし、では持っていないところに持って行ってお願いしますよと言っても、それは多分できないと思うし、俺のところにあるから俺のところへ持ってこいよと言うと、これもまた絶対できないと思うので、国がどうしても1カ所に造るのだということであれば、それはそれで進めてもらっても結構ですから、今ある施設を10年間とか15年間、大丈夫だよという施設にさせていただくことは両方勘案していくということも一つかもしれないですよ。国がどうしても1カ所に造るのだということであれば、1カ所を探していただくと。しかし、今、持っているところの施設もあと15年、竜巻であるとか、災害から守れるような施設にさせていただくというのも一つかもしれません。15年すると大体なくなるわけでしょう。これはでもお金がかかるね。無理やり分散でやりますよと言わなくてもいいのかな。難しいかな。

室石本部長：今、守谷市長さんからご提案が一つございましたけれども、例えばということですが、お手元の資料2の2番の(4)に「保管継続時における保管強化について」ということを書かせていただいています。今、市長からのご提案は、つまり1カ所だというふうにやるとしてもすごく時間がかかると。どうせ造るのに時間がかかるのであれば、いずれにしても、これは共通の課題であるので、例えば保管強化についての国がこういう考え方も示すことによって、その保管強化についてのまた議論ができるのではないかと。例えばですけども、保管強化として、建屋の中に入れる、それから、水が絶対にかぶらないようにする、いろいろなことが考えられるわけですが、確か先ほどこの市長さんか忘れましたが、例えばそういう場合になると、例えば建屋を造るという話になると、今のところから出て移転しなければいけなくなるかもしれないということをおっしゃったようなこともあったりして、まずそういう技術的なご相談を事務的にさせていただくというのは、どちらに転んでも共通事項としてできるのではないかとご提案で伺っているところでございます。

鮎川計画官：国としてどうしても1カ所ということで申し上げているのではなくて、両案あるので、一時保管をしている市町村からのご意見を承っているということでもあります。

北茨城市長：国は1カ所も併せて考えていきたいの。

鮎川計画官：いや、そういうことではないのですが。

北茨城市長：そうしたら、分散型でみんないいって言うてるんだから、分散型以外にないのよ。

鮎川計画官：すみません。申し訳ありません。高萩市長が手を挙げているのでどうぞ。

高萩市長：すみません。皆さま方のご意見を聞いていて、大体こちらサイドとしては、茨城県としては分散型という方向性は見えていると思うのですが、その中でところどころ国の方々の答弁の中で、やはり1カ所というのは排除しないという考え方がどうしても私たちに伝わってきてしまうのです。その部分をきちんと整理をしたお答えをしていただかないと、この会議はまとまらないのだと思います。

やはり何度も同じことを申し上げますが、1カ所を選定されたことの経験のある者としては、そのときの大変な反対運動の経過を見ると、1カ所を選定するというのは非常に厳しい問題、大変な時間がかかったりするのだと思います。その中でやはり茨城県としては茨城方式という形で分散型にしてはいかがかとっておられました。それにもかかわらず、先ほどのご説明でも、資料2の2の(4)の中で、1カ所造るにしても、分散型に造るにしても同じように保管を持続していく場合には保管強化が必要ですよというご説明をされてしまうと、やはり国は1カ所を捨てていないのだろうと、茨城方式はなかなか認められないのではないかと印象が私たちには残ってしまうということだと思えます。従って、こういう意見であれば、よりそちらの方にどういったことが必要なのかというご説明をし

っかりしていただきたいということと、それから、今の段階では風評被害対策とか、地域振興策については、1カ所にしかお手伝いしませんよという方針しか出ていません。しかし、やはり指定廃棄物を持っているというだけで風評被害はあるんです。そのところをきちんと理解をしていただいて、1カ所にしかお金を出すのではなくて、1カ所にしたところでお金を出すという方針をしっかりと変えていただいて、分散型でも風評被害対策は必要なのだということを打ち出していただく。そういったことを一つ一つ言っていただかないと、住民にも説明もできませんし、この議論は進んでいかないのではないかと思います。

鮎川計画官：ありがとうございます。ちょっと誤解のないように補足させていただきます。先ほど室石が申し上げたのは、守谷市長のご提案はこういうことですねという確認でありまして、国の考え方としてこうですということを申し上げたつもりではないということだけ、そこだけ申し訳ありません。

福山政務官：本日、本当にいろいろとたくさんのご意見を頂きました。指定廃棄物の現状の保管を継続する案について本当にいろいろなご意見を頂きました。ご意見を頂く中でさまざまな課題も、先ほど言われたようにドラム缶が劣化していった、あるいは住民にどう説明をしたらいいのか、こういう広域的なその中でやっているとか、いろいろな問題点も出てまいりました。これらを今後、こういう意見もあった中で、課題も明らかになってまいりましたので、これらの課題についてしっかり精査をしていって、実現の可能性を精査して検討していく必要があると思っております。そういうことで、いったんお預かりをさせていただいて、これをしっかり精査した中でまたお返事をしたい、お返しをしたいと思っております。

阿見町長：検討ではなくて、どうやったら今後、分散型でできるかということを考えてもらいたい。あくまでもいつも検討ではなくて、どうしたら今、問題提起されたものを解決していくか。それを今度の、次回のもしも会合があるのであるなら、そういう答えをもつてきていただきたい。

福山政務官：それも含めてしっかりと話し合いをしてまいりたいと。これは一日も早く、やはり住民のそういう声を反映していく中で、各首長さんは忙しい中、来ていただいているわけですから、ただ今頂いた意見については、しっかりと環境省としても受け止めて話をしていきたいと思っております。

北茨城市長：いいですか。最後にいいですか。

鮎川計画官：はい、北茨城市長、お願いします。

北茨城市長：この責任は国にあるのだということをお認めになるのですね。

室石本部長：指定廃棄物は国に処理責任がございます。

北茨城市長：処理については責任があるということでもいいのですね。

室石本部長：そのとおりです。

北茨城市長：それを踏まえて持ち帰ると言うのですから、それを踏まえて早く何をしなくてはいけないかは政務官ご承知の通りです。私はそれでいいと思うのですが、今日は造れと言ったって、造らないと言っているのですから、分散型でいいと言ったって、嫌だと言っているのですから、どこまでも平行線だろうと、副知事殿、そう私は今、聞こえたのですが、副知事もそれでよろしいのですね。今日は代理ではないのですよね。

山口副知事：はい。いろいろご議論いただいた中で、方向性は本当に定まってきたのではないかと思いますので、今日もいろいろとご意見を頂きましたが、そういうことを全部踏まえて、県と国が協力し合いながら、県の立場はきちっと申し上げながら、国の方でいろいろとこれからどういう風に展開するのかということをお示しいただくような方向でやっていきたいと考えています。

北茨城市長：私は了解。

鮎川計画官：はい、では龍ヶ崎市長、お願いします。

龍ヶ崎市長：先ほど来、私はこれまで住民の不安払拭のために発言してきたことをうそをつくようなことになるという立場から、一括、分散ということはこの場では賛成できないという話もしましたが、先ほど守谷市長、市長会長さんがおっしゃられたように、やはりスピード感があまりにもなかった。住民の不安感をここまで放置してきたということが私は最大の問題だったと思いますし、やはりスピード感を持ってこれから対応していただきたい。

例えば住民の説明にしても、ここまで、今こういう会議を開いてこういう方向で協議をしていますという説明も同時並行でできたのではないかなと。そうすれば、住民の方々はそういうことなのだと、ひとまずまだ心配は放置されたままだけれども、これはもうちょっと我慢しよう、そういう気持ちにもなったのだと思うのですが、それがなされてこなかった。保管している自治体はここに集まっている自治体の数でもありますので、私はそれは決して不可能ではなかったのではないかなと思います。

あと、先ほど最後に申し上げましたが、先ほどの補強の問題ですね。保管場所の補強の問題もそうですし、あとは指定解除ができるようになったのですから、指定解除をしながら随時撤去していくということが同時並行でも私はできるのではないかなと、結論が出なくてもこれはできることなのではないかなと思います。その中でこれだけの首長さんが長時間をかけて議論をした、その中で決まったものに対しては私は従います。その従ったなかで、住民に対して説明もしていかなければなりませんし、ここで決まったことは尊重してまいりますので、その点だけは付け加えさせていただきます。

鮎川計画官：ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

茨城町長：何もないのですが、結果、早くしてくださいということです。要望は早くしてくださいというそれだけです。

鮎川計画官：ではそうしたお話も含めて、最後に政務官の方から。

福山政務官：本日はまことに忙しい中、ご参集頂きまして、様々なご意見を頂きましてありがとうございました。今日頂いたそれぞれのご意見、特に指定廃棄物の現状の保管を継続する話がたくさんありました。それについては、本日議論をいただく中で課題も明らかになってきましたので、今後はこれらの課題については実現の可能性をしっかりと精査をさせていただいて、十分検討していく必要があると思いますので、一旦お預かりをさせて頂きたいと思います。次回は本日の議論を踏まえて、検討した結果と併せて再度ご議論頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

北茨城市長：異議無し。（他の市町長からも異議は無し。）

福山政務官：それではよろしく願いいたします。環境省としては、責任を持って茨城県の指定廃棄物の課題に対処する所存でございます。皆様方におかれましても、引き続きご協力いただきますよう重ねてお願いいたしまして、最後のとりまとめの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

鮎川計画官：はい、ありがとうございます。本日はお忙しい中、お集まりなった皆様方、貴重な意見を賜りましたこと大変感謝いたします。これにて茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議を終了させていただきたいと思います。どうも皆様方ありがとうございました。